

カメラ映像の利活用とプライバシー再考

高木 浩光^{1,a)}

概要：監視カメラとプライバシーの問題は古くから議論の続いてきた課題であるが、昨今、情報処理技術と通信技術の高度化と低廉化により、単に映像を録画するのではなく、様々な形で情報を加工、分析（例えば、被写体の人物の顔画像から性別や年齢を推定する等）し、通信回線を通じてデータを集約する形態のシステムが登場し、防犯や監視の目的以外の、商用目的等にも用いられ始めている。そこではカメラはもはや撮影をしているとは言えず、「性別センサー」あるいは「年齢センサー」として機能しているとも言え、その情報自体は個人情報保護法の個人情報に当たらないとの理由から、被写体となる人々に告知することなく公共の場所でカメラが見えない形で設置される例が現れ始めている。本講演では、こうした見えないカメラの設置をプライバシーの観点でどのように捉えるべきかについて再考すべく、カメラ以外の他の分野における従来のプライバシー上の問題点について整理し、比較することで、何が問題となり得るのか、その原理は何かを明らかにすることを試みる。また、諸外国の動向を交えながら、日本における法制度の現状と今後の可能性について考察し、関連技術の研究開発と普及に際して考慮すべきことを示したい。

¹ 産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門
305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1
Research Institute for Secure Systems, The National Institute of Advanced Industrial Science and Technology
1-1-1 Umezono, Tsukuba, Ibaraki, 305-8568, Japan
a) takagi.hiromitsu@aist.go.jp